

山電協だより

山形電気工事協同組合

TEL 023-633-0161

FAX 023-633-0645

H29年5月号

第328号

HP URL: <http://www.y-koso.or.jp>

E-mail: y-koso@y-koso.or.jp

1. 「平成29年度 通常総会」への出席ご案内

先月号の山電協だよりでもご案内しておりました通り、山形電気工事協同組合の平成29年度通常総会を5月18日（木）15時から山形国際ホテルにて開催致します。時節柄ご多用の事と存じますが、是非ご出席賜ります様ご案内申し上げます。尚、欠席の方は委任状を忘れずにご提出願います。

2. 平成28年度 組合財務諸表のご報告

平成29年4月27日（木）10時から組合において会計監査が行われました。よって組合法に基づき平成28年度組合財務諸表を送付致しますのでご覧下さい。

3. 「わらび採り」のご案内

桜も散り、新緑の季節となりました。
恒例の「わらび採り」を別紙により開催致しますのでご参加下さい。

4. 労働保険 一人親方保険料納付のご依頼

労働保険一人親方保険料の納付について、下記期限までにお納め頂けますようお願い致します。

労働保険一人親方保険料

一期分 納付期限・・・・・・・・・・6月20日（火）

「労働保険料等納入通知書」が今回からB5サイズに変更となります。

※ 年度更新書類 提出期限・・・5月12日（金）委託事業所

5. 電気・機械「積算実務マニュアル」販売

平成29年度版の電気及び機械設備工事「積算実務マニュアル」が刊行されました。公共工事積算基準・標準仕様書に準拠し、積算業務について分かり易く書かれた内容となっております。購入される方は、別紙申込書にて組合までお申し込み下さい。

- 価格 : 6,426円(税込) ※ 別途、送料が発生致します。
- 申込締切 : 平成29年6月9日(金)

6. H29年度上期 建設業経理 検定試験(1・2級)のご案内

下記日程で平成29年度上期の建設業経理検定試験(1・2級)が行われます。

- 試験日 : 平成29年9月10日(日)
- 申込期間 : 平成29年5月19日(金)～6月20日(火)

下記URLよりネット申込み、又は「山形県建設業協会」様(山形市あさひ町18-25)で申込書を手頂き、書面郵送による申込みをお願い致します。

(申込書代(1部310円)は受験料と共に払込み頂きます)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2>

7. 建設業経理事務士(3・4級)特別研修のご案内

平成29年度の建設業経理事務士特別研修(3・4級)が開催されます。研修最終日に行われる検定試験に合格すると経理事務士の資格が得られる有益な研修ですので、ぜひ受講下さい。(会場:山形市 山形県建設会館)

- 開催日 : 4級・・・平成29年 7月12日(水)、13日(木)の2日間
3級・・・平成29年10月17日(火)～19日(木)の3日間
- 受講料 : 4級・・・21,190円、3級・・・31,790円(テキスト代込)
- 申込期間 : 平成29年5月10日(水)～

下記URLよりインターネットから申込みをお願い致します。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/tokukenweb/>

8. 「作業服」春の大キャンペーンのご案内

下記期間で作業服・ユニフォームの格安キャンペーンを開催致します。春夏物で、汚れにくい・夏涼しい・超静電防止など特徴のある生地を使用した作業服を多数ご用意しておりますので、この機会をお見逃し無くご検討下さい。

- キャンペーン期間 : 5月10日～6月9日
- サービス価格 : カタログ価格より「45～50%引き」です

会社名の刺繍入れは無料サービスとなっております。(個人名・安全マーク等は実費)他にも、事務服・安全靴・合羽・電気工事用手袋など、各種ご用意しております。

カタログをご希望の方は組合までご連絡下さい。

組合員の動向

新規加入 山形西ブロック
山形通信工事株式会社 代表取締役：佐藤 元一
山形市南栄町2-8-2
TEL：023-664-2260
FAX：023-664-2261

代表者変更 山形西ブロック
福興電気(株)山形支店
(旧)伊藤 昭光
(新)山口 敏彦

ご依頼

「住所、代表者名、電話・FAX番号」などを変更した場合は関係機関へ届出の必要がありますので、必ず組合までご連絡頂けます様お願い致します。

5年毎の建設業許可の更新、又は新たに建設業の許可を取得した場合などは県建設部だけでなく、村山総合支庁総務課防災安全室へも届出の必要がありますので、組合までご連絡をお願い致します（申請書をお渡し致します）。

尚、「暴力団排除条例」の制定により建設業許可の更新については事業所の役員が暴力団員かどうかの審査の徹底を図るため、審査～受理までの時間がこれまでより長く掛かることから、更新申請にあたっては

有効期間満了の「30日前まで」

に申請書を提出するよう、県より通達が来ておりますので、徹底して頂けます様お願い致します。